

## 公 告

組合員が住所を変更したときは、愛知県職員生活協同組合定款第9条の規定により、速やかに生協まで住所変更届を提出してください。

ご提出がなく、2年間連絡がとれない方については、愛知県職員生活協同組合定款第10条第2項の規定により、脱退の予告があったものとみなし、脱退手続を行わせていただきますのでご了承ください。

平成30年8月22日

愛知県職員生活協同組合  
理事長 齋 木 博 行

<お問合せ先>

愛知県職員生活協同組合

総務企画課保険企画担当 052-954-6851

※住所の変更手続きは、生協ホームページの【事務手続き】のページから「氏名、住所、口座振替変更届出書」をダウンロードし、記入押印の上、生協まで提出してください。